○外務省告示第百四十号

平成三十年三月二十七日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

平成三十年四月十日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　原田貴在パキスタン臨時代理大使

パキスタン側　サイード・ガザンファル・アバース・ジーラーニ財務・歳入・経済省経済担当次官

○外務省告示第百四十一号

平成三十年三月二十七日にイスラマバードで、第二次空港保安強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

平成三十年四月十日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　第二次空港保安強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十三億九千二百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年七月三十一日

4　署名者

日　本　側　原田貴在パキスタン臨時代理大使

パキスタン側　サイード・ガザンファル・アバース・ジーラーニ財務・歳入・経済省経済担当次官

平成三十年四月十日

外務大臣　河野　太郎

○農林水産省告示第八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県下北郡東通村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県小県郡長和町大門字追分三五二〇の二二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　社会教育施設用地とするため

○農林水産省告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市上川口町源太三六八の六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊川市萩町松葉二六の二から二六の五まで、二七、二七の二、二八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市上地四丁目二八の六九、美合町字石塚四二の一六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊川市稲武町六郎木一一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の一〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区寸沢嵐字関口三一三五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○農林水産省告示第八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県愛甲郡愛川町半原字樫原三七三二の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県岩沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町字鹿原田谷地一の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市みどり町三四九七の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十日

農林水産大臣　**齋藤　健**